

電子申請の普及に向けた政府・総務省の取組

1 政府における電子申請の普及促進の背景

政府は「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）において、今後のIT政策の重点分野として、世界一便利で効率的な電子行政の実現を掲げ、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続における電子申請利用率を2010年度までに50%以上とする目標を定めました。

2 総務省における取組状況

- | | |
|--------|---|
| 平成14年度 | ・無線局関係の電子申請手続を一部運用開始 |
| 平成17年度 | ・無線局関係のほとんどの電子申請手続を運用開始 |
| | ・システムの機能拡張及び高度化の実施（平成19年度まで実施） |
| 平成20年度 | ・電子申請を利用した免許・再免許申請手数料を約3割引下げ |
| | ・アマチュア無線局の簡易な申請登録方式（ID・パスワード方式）及び簡略化した入力方式の導入 |

3 北海道内における取組状況

- | | |
|--------|---|
| 平成18年度 | ・道内の無線局利用者に対してリーフレットによる周知広報 |
| 平成19年度 | ・道内の無線局利用者に対してリーフレットによる周知広報 |
| | ・無線局の申請・届出数が多い免許人及び申請代理人に対する制度及びシステム利用の周知説明会の実施 |
| 平成20年度 | ・道内の無線局利用者に対してリーフレットによる周知広報 |
| | ・電子申請手数料の約3割引下げの周知広報 |
| | ・アマチュア無線局免許人への簡易な入力方式への変更の周知 |

4 電子申請を利用した場合のメリット

- ・無線局に関する多くの手続が自宅や会社に居ながら24時間・365日、申請・届出が可能。
- ・申請・届出書の郵送、窓口への持込の手間が不要。
- ・書面申請に比べ電子申請は申請手数料が約3割安い。
- ・申請手数料の電子納付が可能。（インターネットバンキング又はATMでの納付となります。）
- ・アマチュア無線局は、電子証明書及びカードリーダーが不要な申請が可能。